

## 【必ず申込前にご確認ください】

### 大さん橋ホール ご利用にあたって

- ① キャンセルポリシーほか
  - ・本申込を承認してから1か月以内に会場使用料の半額をお支払いください。
  - ・ホールご利用1か月をきってからキャンセルされました場合、会場使用料残額分をお支払い頂きます。
  - ・お支払い頂きました会場使用料はご利用者様のご都合でキャンセルした場合お返しできません。
  - ・2017年3月31日までの本申込をもちましてリピーター割引制度は廃止となります。
- ② 緊急地震速報
  - ・緊急地震速報を受信すると自動的に音声流れます。解除、停止することはできません。
- ③ 津波警報
  - ・東京湾内に津波警報が発令された場合、基準潮位を考慮しながら、施設使用を中止する場合があります。
- ④ 空調
  - ・当ホールは4月下旬～5月上旬、10月下旬～11月上旬にかけて冷暖房切り替え作業を行います。切り替えたら元に戻すことができません。
- ⑤ 振動
  - ・建物の構造上、激しい運動やダンス、また数十人が同じ様な動きをすると建物全体が揺れてしまうため、利用をお断りする場合があります(コンサートなどは着席形式でお願いします)。
- ⑥ 音
  - ・隣接するレストランからパーティ等による音が漏れてくることがあります。
  - ・新港(赤レンガ倉庫)側の火災探知機からは絶えず稼働音が発せられています。
- ⑦ 床 (ターミナル全体)
  - ・板と板の間に隙間がある為、小さい物や書類等が床下に落ちたり、挟まる可能性があります。
  - 安全の為イベント中には床を開ける作業はできません(コイン、カード、アクセサリー、ハイヒール等)。
- ⑧ トゲ (ターミナル全体)
  - ・ターミナルが使用している木材はトゲが刺さり易い為、『手をついたり』『裸足になったり』すると危険です。
  - 特に小さいお子様にはご注意ください。
- ⑨ 電波状況
  - ・ワイヤレスマイク、携帯電話、無線LAN等の電波は立地、構造上安定した状態ではありません。
  - 特にワイヤレスマイクの電波は場所や時間によって影響されることがあります。
- ⑩ 電源コンセント
  - ・ホール内には電源コンセントがありません。必要な場合は別途取付け工事費がかかります。
- ⑪ 臨時電話
  - ・臨時電話回線、インターネット回線(ADSL方式、VDSL方式)が必要な場合は利用者が直接NTTにお申し込みください。NTT料金以外に別途、施設の架設工事費がかかります。

⑫ 喫煙

- ・喫煙は所定の喫煙所をお願いします。来場者の喫煙管理はご利用者の責任となります。
- ・万一、喫煙所以外での喫煙が発覚した場合、催事開催中でも使用を中止させていただきます。

⑬ 駐車場

- ・ターミナル駐車場は公共の駐車場です(一部船客用)。週末や客船の入出港時等は非常に混雑し、満車になる場合もありますが、ホール利用者を優先することはできません。
- ・ご希望いただいた主催者には普通車5台分まで確保します。

⑭ 2tを超える搬入出車両

・搬入出車両が2tを超える場合(~10tまで)、駐車場内への進入ができません。該当車両は岸壁乗り入れ申請をご利用の4営業日までに所定の書式をホール事務所までFAX(045-211-2309)にてお送りください。

外航船の入出港がある場合は原則岸壁乗り入れができませんので必ず事前にご確認ください。

※イベント使用のため岸壁使用をされる場合は、別途申請が必要です(会場使用料がかかります)。

⑮ 屋上閉鎖

- ・悪天候(暴風雨、降雪)により、屋上を閉鎖する可能性があります。閉鎖した場合は正面の入口が導線として使用できなくなります。

⑯ 入場制限

- ・安全管理上、入場者過多と判断した場合、状況に応じて開催中であっても入場制限をしていただくことがあります。

⑰ 緊急車両等

- ・利用者が緊急車両を要請したり、警察へ通報した場合には必ずその場で当施設の担当者までお知らせ下さい。

⑱ 24時までご利用の場合

ご利用が24時までの場合、ホールスタッフ2名は宿泊対応となりますので@10,000円~の宿泊代を頂きます。  
※料金はホテルのシーズン料金に準じて高くなる場合があります。

⑲ 関係機関への届出

- ・官公署等への申請および届出の必要がある場合は、当施設の担当者とは相談の上、利用者の責任で申請および届出を行ってください。

<横浜中消防署> 予防課予防係 **※必須**

TEL.045-251-0119

横浜市中区山吹町2-2

「催物開催届」(レイアウト図面、タイムテーブル等)

「喫煙等承認申請書」(スモークマシン等の使用)

<横浜水上警察署> 警備課 **※必須**

TEL.045-212-0110

FAX.045-201-8400

横浜市中区海岸通1-1

「催事開催届」(概要)

<中区福祉保健センター> 食品衛生課

TEL.045-224-8337

横浜市中区日本大通35

「食品営業の許可申請 試飲飲食・食品販売の届出」

<横浜中税務署> 酒類指導官部門

TEL.045-651-1321

横浜市中区山下町37-9

「酒類販売許可申請」

<(社)日本音楽著作権協会 横浜支部>

TEL.045-662-6551

横浜市中区日本大通60 朝日生命横浜ビル内

「音楽著作物使用許諾申込書等」

上記に属する事態により、お客様に不都合が発生いたしました場合でも、指定管理者は一切の責任を負いかねます。予めご了承いただきたくお願いいたします。